

■2022 年度 B 日程 一般入学試験

法律科目試験「憲法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

新型インフルエンザ等対策特別措置法を素材とした架空の法律に基づく感染症対策と憲法 29 条 3 項の損失補償規定の関係を問う問題であった。

問 1 は、違法な国家行為によって生じた損害の賠償に関する国家賠償請求と「公共のために」適法になされた私有財産に対する制限について、衡平の観点からなされる損失補償との違いを答えさせるものである。国家補償制度に関する基本的知識ではあるが、両者の違いを明確に述べる答えは少なかった。

問 2 においては、まず、財産権の制限規定に損失補償を定める規定が欠けている場合であっても、「直接憲法 29 条 3 項を根拠にして、補償請求をする余地が全くないわけではない」とする河川付近地制限令事件判決（最大判 1968（昭和 43）年 11 月 27 日刑集 22 巻 12 号 1402 頁）について指摘する必要がある。

そのうえで、県側の損失補償を否定する見解に応じて、施設使用停止命令が「公共のために」「私有財産を用いる」といえるか、損失補償に関する「特別の犠牲」説のいう形式的要件（侵害行為の特定性）、実質的要件（侵害行為が財産権の内在的制約として受忍すべき限度内か）の該当性などに照らして X に対する損失補償の必要性を具体的に論ずる必要がある。損失補償についての基本的知識を欠くためか、損失補償の要否の具体的検討にいたり、経済的自由の制約の合憲性を論ずるなど、的外れな答えが目立った。

以 上